

「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」の検討に係る
関係団体・市町村への意見聴取結果の概要について

R7.9.9 人権・男女共同参画課

1 目的

条例の制定に当たり、多くの関係団体・市町村の皆様の御意見をお聞きするとともに、意見聴取を通じた、条例制定検討の周知につなげる。

2 実施方法

(1) アンケート（令和7年7月15日～8月下旬）

- ・関係団体 111 団体照会 → 19 団体回答
- ・市町村 77 市町村照会 → 14 市町村回答

(2) ヒアリング 10 団体

総数 計 43 団体：104 件

※実施団体は人権政策推進基本方針策定検討時（H20）に意見聴取した団体を基に庁内に確認のうえ、更新し実施

3 意見聴取項目

以下の3項目について、自由に御意見をいただく形で実施

- (1) 県が包括的な人権尊重条例の検討に着手したことについて
- (2) 検討を進めている条例に関して
- (3) その他、人権課題全般に関して

4 意見の概要

(1) 県が包括的な人権尊重条例の検討に着手したことについて

- ・条例制定については肯定的な意見が多数。
- ・理念だけの規定にとどまらず、県民の行動変容につなげるべき。
- ・議論の進め方について、より広く県民に意見を聞くべき。

(2) 検討を進めている条例に関して

- ・インターネット上の人権侵害に関する項目を入れるべき。
- ・人手不足の中、企業や市町村が条例に掲げた内容にどこまで取り組めるか。
- ・長野県の特徴を踏まえるべき。

(3) その他、人権課題全般に関して

- ・ヤングケアラー、ひとり親家庭、外国籍の方、障がい者、介護者、部落差別、女性、性的マイノリティ、子ども、ハンセン病回復者及び家族、感染症、労働者（ハラスメント）など、関係団体に取り組んでいただいている様々な人権課題に対するご意見をいただいた。

→いただいた御意見は庁内にも共有し、条例の検討はもとより、県の各施策や日頃の取組の参考にもさせていただく。